

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例(平成5年千葉市条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
- (定義)
- 第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。
- (会長及び副会長)
- 第3条 条例第9条第1項に規定する千葉市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (平成27規則43・一部改正)
- (会議)
- 第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (部会)
- 第4条の2 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、当該部会の会議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 第3条第3項の規定は、副部会長について準用する。
- 6 前条第1項及び第2項の規定は、部会について準用する。
- (平成27規則43・追加)
- (一般廃棄物の排出方法等)
- 第5条 市民及び事業者は、自ら処分しない一般廃棄物については、分別し所定の容器に収納する等市長が別に定めるところにより、当該一般廃棄物を適正に排出するようしなければならない。
- (平成6規則74・追加)
- (勧告)
- 第5条の2 条例第20条の3第1項又は第3項の規定による勧告は、勧告書(様式第1号)により行うものとする。
- (平成22規則58・追加、平成28規則39・一部改正)
- (命令)
- 第5条の3 条例第20条の3第2項又は第4項の規定による命令は、命令書(様式第1号の2)により行うものとする。
- (平成22規則58・追加、平成28規則39・一部改正)
- (公表)
- 第5条の4 条例第20条の3第5項の規定による公表は、次に掲げる事項について公告その他適当な方法により行うものとする。
- (1) 違反者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 違反の日時及び場所
- (3) 違反の内容
- (4) 命令の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項
- (平成22規則58・追加)
- (資源物等の収集又は運搬をすることができる者)
- 第5条の5 条例第20条の4第1項に規定する市長が指定する者は、次に掲げる者とする。
- (1) 本市と一般廃棄物の収集及び運搬に係る業務の委託契約を締結している者
- (2) 本市と古紙類及び布類の分別収集事業に係る協定を締結している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要であると認める者
- (平成22規則58・追加)
- (指定排出物)
- 第5条の6 条例第20条の4第1項に規定する指定排出物は、びん、缶、ペットボトル、古紙類、布類及び不燃ごみとする。
- (平成22規則58・追加)
- (収集又は運搬の禁止命令)
- 第5条の7 条例第20条の4第2項又は第3項に規定する命令は、収集・運搬禁止命令書(様式第1号の3又は様式第1号の4)により行うものとする。
- (平成22規則58・追加)
- (公表)
- 第5条の8 条例第20条の4第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について公告その他適当な方法により行うものとする。
- (1) 違反者の氏名及び住所(法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)にあっては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 違反の日時
- (3) 違反に供された車両の登録番号
- (4) 違反の内容
- (5) 命令の内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項
- (平成22規則58・追加)
- (適正処理困難物の指定)
- 第6条 市長は、条例第25条第1項の規定により適正処理困難物を指定したときは、告示するものとする。
- (平成6規則74・旧第5条繰下)
- (排出禁止物)
- 第7条 条例第26条第1項の規則で定める排出禁止物は、別表第1に掲げるとおりとする。
- (平成6規則74・旧第6条繰下、平成10規則6・一部改正)
- (事業者一般廃棄物管理票を提出する事業者)
- 第8条 条例第27条第1項の規則で定める事業者は、第18条第1項各号に掲げる建築物の所有者又は占有者及び同条第2項に規定する事業所の事業者(同条第1項各号に掲げる建築物内において事業を営む者を除く。)とする。
- (平成5規則65・追加、平成6規則74・旧第7条繰下、平成12規則78・平成31規則1・一部改正)
- (事業者一般廃棄物管理票)
- 第9条 条例第27条第1項に規定する事業者一般廃棄物管理票は、A票、B票、C票及びD票からなる4枚複写式のものとし、その様式は様式第1号の5のとおりとする。
- (平成5規則65・追加、平成6規則74・旧第8条繰下、平成22規則58・一部改正)
- (事業者一般廃棄物管理票の提出)
- 第10条 条例第27条第1項の規定による事業者一般廃棄物管理票の提出は、次に掲げる事項を記載のうえ、B票及びD票により行うものとする。
- (1) 事業者一般廃棄物管理票の作成年月日及び発行番号
- (2) 排出事業者の氏名又は名称及び住所
- (3) 事業者一般廃棄物の排出場所の名称及び所在地
- (4) 事業者一般廃棄物の全体量及び種類ごとの量
- (5) 持ち込み事業者の登録番号(A票及びD票を除く。)
- (6) 事業者一般廃棄物管理票の作成担当者の氏名
- (7) 運搬車の車両番号及び運転者の氏名
- (8) 運搬車の種類及び重量(A票及びD票を除く。)
- (9) 積替え又は保管の有無
- 2 条例第27条第3項の規定による事業者一般廃棄物管理票の提出は、前項各号(第5号、第8号及び第9号を除く。)に規定するもののほか次に掲げる事項を記載のうえ、B票、C票及びD票により行うものとする。
- (1) 受託一廃運搬業者の氏名又は名称
- (2) 受託一廃運搬業者の収集運搬業者としての業者番号
- (平成5規則65・追加、平成6規則74・旧第9条繰下、平成17規則27・一部改正)
- (事業者一般廃棄物管理票の交付)
- 第11条 条例第27条第2項の規定による事業者一般廃棄物管理票の交付は、事業者が事業者一般廃棄物を受託一廃運搬業者に引き渡す際に、当該事業者一般廃棄物の種類、数量及び受託一廃運搬業者の氏名又は名称が、事業者一般廃棄物管理票に記載された事項と相違ないことを確認のうえ行うものとする。
- (平成5規則65・追加、平成6規則74・旧第10条繰下)
- (事業者一般廃棄物管理票の回付等)
- 第12条 受託一廃運搬業者は、前条の規定により事業者一般廃棄物管理票を交付されたときは、B票及びC票に、持ち込み事業者の登録番号、運搬車の種類及び重量並びに積替え又は保管の有無を記載するとともに、当該事業者一般廃棄物と事業者一般廃棄物管理票に記載された事項と相違ないことを確認のうえ、A票を事業者に回付するものとする。
- 2 市長は、第10条第1項の規定により事業者からB票及びD票が提出されたときは、B票及びD票に提出の日時を記載するとともに、事業者一般廃棄物の種類及び数量が事業者一般廃棄物管理票に記載された事項と相違ないことを確認のうえ、B票を自ら保管し、D票を事業者に回付するものとする。
- 3 前項の規定は、第10条第2項の規定により市長に受託一廃運搬業者から事業者一般廃棄物管理票が提出された場合に準用する。この場合において、「事業者」とあるのは「受託一廃運搬業者」と、「B票及びD票」とあるのは「B票、C票及びD票」と、「D票」とあるのは「C票及びD票」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定において準用する第2項の規定により市長からC票及びD票を回付された受託一廃運搬業者は、C票を保存するとともに、速やかにD票を事業者に回付するものとする。
- (平成5規則65・追加、平成6規則74・旧第11条繰下・一部改正)
- (事業者の措置)
- 第13条 事業者は、前条第4項の規定により受託一廃運搬業者からD票を回付されたときは、当該D票と同条第1項の規定により受託一廃運搬業者から回付されたA票に記載された事項を照合しなければならない。
- 2 事業者は、受託一廃運搬業者に事業者一般廃棄物管理票を交付した日から1月以内にD票が回付されないとき、又は事業者一般廃棄物が不適正に処理されたおそれがあると認めるときは、当該受託一廃運搬業者に対し必要な確認を行う等適切な措置を講ずるとともに、事業者一般廃棄物管理票未回付報告書書(様式第2号)により、速やかに市長に報告しなければならない。
- (平成5規則65・追加、平成6規則74・旧第12条繰下)
- (事業者一般廃棄物管理票の保存)
- 第14条 事業者は、第12条第2項又は第4項の規定により回付されたD票とA票を一組として、D票の回付の日から5年間保存しなければならない。
- 2 受託一廃運搬業者は、第12条第4項の規定により回付されたC票をその回付の日から5年間保存しなければならない。
- (平成5規則65・追加、平成6規則74・旧第13条繰下・一部改正)
- (事業者一般廃棄物の受入基準)
- 第15条 条例第28条第1項の規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 市外で発生した廃棄物でないこと。
- (2) 焼却することが困難な形状又は寸法のものでないこと。
- (3) 再利用することが適当であると認められるものでないこと。
- (4) 廃棄物の性状に応じ、あらかじめ、切断し、こん包する等必要な措置を講ずること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従い搬入すること。
- (平成5規則65・旧第7条繰下・一部改正、平成6規則74・旧第14条繰下)
- (事業者一般廃棄物の保管場所を設置する事業用建築物)
- 第16条 条例第30条の規則で定める事業用の建築物は、第18条第1項各号に掲げる建築物とする。
- (平成5規則65・追加、平成6規則74・旧第15条繰下、平成12規則78・平成31規則1・一部改正)
- (事業者一般廃棄物の保管場所の設置基準)
- 第17条 条例第30条の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業者一般廃棄物の種類と排出量に応じて、分別して保管できるようにすること。
- (2) 事業者一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭を発散しないようにすること。
- (3) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 事業者一般廃棄物の搬入、搬出等に支障のないようにすること。
- (平成5規則65・追加、平成6規則74・旧第16条繰下)
- (事業用大規模建築物及び事業者一般廃棄物多量排出事業所)
- 第18条 条例第31条の規則で定める事業用大規模建築物は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。)の用に供する建築物
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物(前号に掲げる建築物及び市長が指定する建築物を除く。)
- 2 条例第31条の規則で定める事業所は、前年度における事業者一般廃棄物の排出量が36トン以上(前年度の中途において新たに事業を開始した事業所にあっては、事業を開始した日の属する月の翌月(事業を開始した日が月の初日であるときは、事業を開始した日の属する月)から前年度の末日までの1月当たりの排出量の平均が3トン以上)である事業所(市長が指定する事業所を除く。)とする。
- (平成5規則65・追加、平成6規則74・旧第17条繰下、平成12規則78・平成31規則1・一部改正)
- (廃棄物管理責任者の選任等)
- 第19条 条例第31条の規定により選任する廃棄物管理責任者は、次に掲げる建築物又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める者でなければならない。
- (1) 前条第1項各号に掲げる建築物 当該建築物の所有者又は維持管理について権限を有する者
- (2) 前条第2項に規定する事業所 当該事業所の事業者又は維持管理について権限を有する者
- 2 条例第31条の規定による廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出は、廃棄物管理責任者選任(変更)届出書(様式第3号)により、選任又は変更後速やかに行うものとする。
- (平成5規則65・追加、平成6規則74・旧第18条繰下、平成31規則1・一部改正)
- (減量計画書)
- 第20条 条例第32条の規定による事業者廃棄物の減量に関する計画書(以下「減量計画書」という。)の提出は、事業者廃棄物減量計画書(様式第4号)により、毎年6月30日までに行うものとする。
- 2 減量計画書の記載事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 当該年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。次号及び第3号において同じ。)に発生する事業者廃棄物の種類及びその発生量の見込み
- (2) 当該年度に発生する事業者廃棄物のうち再利用するものの種類、再利用量の見込み及びその方法
- (3) 当該年度に発生する事業者廃棄物のうち廃棄物として処理するものの種類、処理量の見込み及び処分する方法並びに処分先
- (4) 前3号に規定する種類、量、方法等の前年度の実績
- (5) その他市長が必要と認める事項
- (平成5規則65・追加、平成6規則74・旧第19条繰下、平成31規則1・一部改正)
- (再利用対象物の保管場所の設置基準)
- 第21条 条例第33条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業系一般廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる事業系廃棄物(以下「再利用対象物」という。)に廃棄物として処理する事業系廃棄物が混入しないようにすること。

(2) 事業系一般廃棄物から生ずる汚水等により、再利用対象物が汚染されないようにすること。

(3) 再利用対象物を種類別に適切に保管することができるようにすること。

(4) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。

(5) 再利用対象物の搬入、搬出等に支障のないようにすること。

(平成5規則65・追加、平成6規則74・旧第20条繰下)

(再利用対象物の保管場所設置届)

第22条 **条例第33条第2項**の規定による届出は、再利用対象物の保管場所設置届出書(**様式第5号**)により、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する建築物の建築に関する確認の申請書の提出前に行うものとする。

(平成5規則65・追加、平成6規則74・旧第21条繰下、平成11規則40・一部改正)

(改善勧告)

第23条 **条例第34条**の規定による勧告(以下「改善勧告」という。)=は、勧告の理由及び当該勧告に係る措置の期限その他必要な事項を記載した勧告書(**様式第6号**)により行うものとする。

2 改善勧告を受けた者は、当該勧告に基づき改善措置を講じたときは、速やかに改善措置報告書(**様式第7号**)を市長に提出するものとする。

(平成5規則65・追加、平成6規則74・旧第22条繰下)

(公表)

第24条 **条例第35条第1項**の規定による公表は、事業用建築物、事業用大規模建築物又は事業系一般廃棄物多量排出事業所の名称及び所在地、事業用建築物の所有者等、事業用大規模建築物の所有者若しくは建設者又は事業系一般廃棄物多量排出事業所の事業者の氏名又は名称、公表の理由その他必要な事項を千葉市公報に登載して行うものとする。

(平成5規則65・追加、平成6規則74・旧第23条繰下、平成8規則26・平成31規則1・一部改正)

(意見の聴取)

第24条の2 **条例第35条第2項**の規定による意見の聴取は、市長が口頭であることを認めたときを除き、当該公表されるべき者に意見の内容を記載した書面(以下「申立書」という。)を提出させて行うものとする。この場合において、公表されるべき者は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 **条例第35条第2項**の規定による通知は、意見聴取通知書(**様式第8号**)によるものとする。

3 市長は、**条例第35条第2項**の規定による通知を受けた者から申立書の提出期限の延長の申出があった場合において、特別の理由があると認めたときは、当該申立書の提出期限を延長することができる。

(平成8規則26・追加)

(公表後の受入拒否等)

第25条 **条例第36条**の規定による事業系廃棄物の受入拒否は、受入拒否通知書(**様式第9号**)により行うものとする。

2 市長は、**条例第36条**の規定による事業系廃棄物の受入拒否を取り消すときは、受入拒否取消通知書(**様式第10号**)により通知するものとする。

(平成5規則65・追加、平成6規則74・旧第24条繰下)

(開発事業に関する事前協議)

第26条 **条例第37条**の規則で定める開発事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為で、開発区域の面積が5ヘクタール以上のもの

(2) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業で、開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの

(3) **前2号**に定めるもののほか、事業系廃棄物の処理に支障が生ずるおそれのある開発事業で、市長が必要と認めるもの

2 **条例第37条**の規定による協議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平成5規則65・追加、平成6規則74・旧第25条繰下)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等)

第27条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者又は法第7条第2項若しくは第7項の規定により許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物/収集運搬業/処分業/許可(許可更新)申請書(**様式第11号**)を市長に提出しなければならない。

(平成5規則65・旧第8条繰下・一部改正、平成6規則74・旧第26条繰下、平成16規則38・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の変更許可申請)

第28条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業等許可業者」という。)で、法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとするものは、一般廃棄物/収集運搬業/処分業/変更許可申請書(**様式第12号**)を市長に提出しなければならない。

(平成5規則65・旧第9条繰下、平成6規則74・旧第27条繰下、平成16規則38・一部改正)

(変更等の届出)

第29条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号、以下「省令」という。)第2条の6第1項で定めた事項を変更したときは、当該廃止し、又は変更した日から10日以内に一般廃棄物/収集運搬業/処分業/事業廃止届出書(**様式第13号**)又は一般廃棄物/収集運搬業/処分業/許可申請事項変更届出書(**様式第14号**)を市長に提出しなければならない。

(平成5規則65・旧第10条繰下・一部改正、平成6規則74・旧第28条繰下)

(許可基準)

第30条 法第7条第1項若しくは第6項の規定による一般廃棄物収集運搬業等の許可又は法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可の基準は、法第7条第5項各号又は第10項各号(法第7条の2第2項により準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 当該許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)が市内に住所を有する者(法人にあっては、市内に事務所を有する者)であること。ただし、一般廃棄物収集運搬業であつて市長が別に定めるものについては、この限りでない。

(2) 申請者(法人にあっては、代表者を含む。)が、市税の滞納がない者であること。

(3) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号、以下「政令」という。)第3条に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備器材及び財政的基礎を有する者であること。

2 **前項**に定めるもののほか、許可の基準に関し必要な事項は市長が別に定める。

(平成5規則65・旧第11条繰下、平成6規則74・旧第29条繰下、平成16規則38・平成29規則26・平成31規則1・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の交付等)

第31条 市長は、**第27条**及び**第28条**の規定による申請書を受理した場合において、法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可又は事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物/収集運搬業/処分業/許可証(**様式第15号**)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、**第29条**の規定により受理した許可申請事項変更届出書が一般廃棄物/収集運搬業/処分業/許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな一般廃棄物収集運搬業等許可証を交付するものとする。

3 一般廃棄物/収集運搬業/処分業/許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平成5規則65・旧第12条繰下・一部改正、平成6規則74・旧第30条繰下・一部改正、平成16規則38・平成18規則81・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の再交付)

第32条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、一般廃棄物/収集運搬業/処分業/許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、一般廃棄物/収集運搬業/処分業/許可証の再交付を受けなければならない。

2 **前項**の規定により一般廃棄物/収集運搬業/処分業/許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物/収集運搬業/処分業/許可証再交付申請書(**様式第16号**)を市長に提出しなければならない。

(平成5規則65・旧第13条繰下・一部改正、平成6規則74・旧第31条繰下)

(許可の取消し等)

第33条 市長は、法第7条の4の規定により許可を取り消すときは、一般廃棄物/収集運搬業/処分業/許可取消書(**様式第17号**)により、法第7条の3の規定により事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、一般廃棄物/収集運搬業/処分業/停止命令書(**様式第18号**)により行うものとする。

(平成5規則65・旧第14条繰下・一部改正、平成6規則74・旧第32条繰下、平成16規則38・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の返還)

第34条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、**次の各号**の一に該当するときは、直ちに一般廃棄物/収集運搬業/処分業/許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 事業を廃止したとき。

(4) 新たな一般廃棄物/収集運搬業/処分業/許可証が交付されたとき。

2 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、**前条**の規定により事業の全部の停止を命ぜられたときは、当該停止の期間一般廃棄物/収集運搬業/処分業/許可証を市長に返還しなければならない。

(平成5規則65・旧第15条繰下、平成6規則74・旧第33条繰下)

(実績報告書の提出)

第35条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、一般廃棄物の収集運搬又は処分に関する前月の実績について、毎月10日までに一般廃棄物/収集運搬業/処分業/実績報告書(**様式第19号**)を市長に提出しなければならない。

(平成5規則65・旧第16条繰下・一部改正、平成6規則74・旧第34条繰下)

(縦覧の告示)

第36条 **条例第42条**の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 施設の名称

(2) 施設の設置場所

(3) 施設の種別

(4) 施設において処理する一般廃棄物の種別

(5) 施設の能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

(6) 生活環境影響調査の結果を記載した書類等を縦覧に供する場所及び期間

(平成10規則45・追加)

(技術管理者の資格に関する市長の指定する講習)

第37条 **条例第45条第11号**の市長の指定する講習は、一般財団法人日本環境衛生センターが行う廃棄物処理施設技術管理者講習とする。

(平成25規則34・追加)

(手数料の加算額)

第38条 **条例第46条第2項**の規則で定める額は、**次の各号**に掲げる場合の区分に応じ、**当該各号**に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 次に掲げる場合 **条例別表第1**に定める額の3割に相当する額

ア 一般廃棄物を午前5時から午前8時までの間に収集する場合

イ 一般廃棄物を午後5時から午後10時までの間に収集する場合

ウ 一般廃棄物とその収集及び運搬を行う車両を駐車することが可能な地点から離れた場所にあり、その収集のための作業を必要とする場合

エ 一般廃棄物の収集及び運搬のために特別な経路を利用する場合

オ **ア**から**エ**までに掲げるもののほか、一般廃棄物の収集及び運搬に特別の取扱いを要し、又は困難な事情があると市長が認める場合

(2) 次に掲げる場合 **条例別表第1**に定める額の5割に相当する額

ア 一般廃棄物を午後10時から翌日の午前5時までの間に収集する場合

イ **前号ア**から**エ**までの2以上に該当する場合

ウ **ア**及び**イ**に掲げるもののほか、一般廃棄物の収集及び運搬に著しく特別の取扱いを要し、又は著しく困難な事情があると市長が認める場合

(平成28規則39・追加、平成31規則31・一部改正)

(粗大ごみ等の処理手数料)

第39条 **条例別表第2**の規則で定める粗大ごみの手数料の額は、**別表第2**のとおりとする。

(平成10規則6(平成10規則45)・追加、平成12規則108・一部改正、平成25規則34・旧第37条繰下、平成28規則39・旧第38条繰下)

(手数料等の徴収方法等)

第40条 **条例別表第1**に規定する手数料又は**条例別表第3**に規定する費用の徴収方法は、**次の各号**に定めるところによる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 常時排出される一般廃棄物(し尿及び動物の死体を除く。**次号**において同じ。)に係る手数料については、1月ごとの納入通知書

(2) 時に排出される一般廃棄物に係る手数料については、収集又は搬入の都度

(3) 動物の死体に係る手数料については、収集又は搬入の都度

(4) 費用については、搬入の都度

2 **条例別表第2**に規定する手数料の徴収方法等は、**次の各号**に定めるところによる。

(1) 可燃ごみ及び不燃ごみに係る手数料については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定により収納を委託された者に納付し、当該手数料を納付した者に対し指定袋を交付する。

(2) 粗大ごみに係る手数料については、区役所、市民センター若しくは環境事業所において徴収し、地方自治法施行令第158条の規定により収納を委託された者に納付し、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(**次号**において「指定納付受託者」という。)に納付の委託をするものとする。

(3) **前号**の規定により粗大ごみに係る手数料を納付した者(地方自治法施行令第158条の規定により収納を委託された者に納付した者及び指定納付受託者に納付の委託をした者を含む。)に対し、粗大ごみ処理手数料納付券を交付する。ただし、環境事業所において手数料を徴収する場合及び指定納付受託者に手数料の納付を委託する場合にあっては、粗大ごみ処理手数料納付券の交付を省略することができる。

3 既納の手数料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平成5規則65・旧第17条繰下、平成6規則74・旧第35条繰下、平成10規則6(平成10規則45)・旧第37条繰下・一部改正、平成25規則34・旧第38条繰下・一部改正、平成25規則56・一部改正、平成28規則39・旧第39条繰下、平成29規則3・令和4規則24・一部改正)

(手数料の減免申請)

第41条 **条例第47条**の規定により、手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書(**様式第20号**)を市長に提出しなければならない。ただし、天災等で特に市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、**前項**の申請書を受理したときは、減免の可否を決定し、その旨を当該申請者に廃棄物処理手数料減免決定通知書(**様式第21号**)により通知するものとする。

(平成5規則65・旧第18条繰下・一部改正、平成6規則74・旧第36条繰下、平成10規則6・旧第37条繰下・一部改正、平成10規則45・旧第38条繰下、平成25規則34・旧第39条繰下・一部改正、平成28規則39・旧第40条繰下)

(身分証明書)

第42条 **条例第50条第2項**に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(**様式第22号**)とする。

(平成5規則65・旧第19条繰下・一部改正、平成6規則74・旧第37条繰下、平成10規則6・旧第38条繰下・一部改正、平成10規則45・旧第39条繰下、平成12規則7・一部改正、平成25規則34・旧第40条繰下・一部改正、平成28規則39・旧第41条繰下)

(過料処分)

第43条 **条例第55条**の規定による過料の処分は、過料処分通知書(**様式第22号の2**)により行うものとする。

2 **条例第55条**の規定による過料の処分に係る弁明の機会の付与の通知は、弁明の機会の付与通知書(**様式第22号の3**)により行うものとする。

3 **条例第55条**の規定による過料の処分に係る弁明は、弁明書(**様式第22号の4**)を提出して行うものとする。

(平成22規則58・追加、平成25規則34・旧第40条の2繰下・一部改正、平成28規則39・旧第42条繰下)

(清掃指導員)

第44条 市に清掃指導員を置き、環境局職員のうちから市長が任命する。

2 清掃指導員は、その職務を行う場合は、その身分を示す証明書(**様式第23号**)を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(平成5規則65・旧第20条繰下・一部改正、平成6規則74・旧第38条繰下、平成9規則51・一部改正、平成10規則6(平成10規則45)・旧第40条繰下、平成25規則34・旧第41条繰下、平成28規則39・旧第43条繰下)

(改善命令)

第45条 市長は、法第19条の3の規定による改善命令を行うときは、改善命令書(**様式第24号**)により行うものとする。

(平成5規則65・旧第21条繰下・一部改正、平成6規則74・旧第39条繰下、平成10規則6(平成10規則45)・旧第41条繰下、平成25規則34・旧第42条繰下、平成28規則39・旧第44条繰下)

(措置命令)

第46条 市長は、法第19条の4又は法第19条の4の2の規定による措置命令を行うときは、措置命令書(**様式第25号**)により行うものとする。

(平成5規則65・旧第22条繰下・一部改正、平成6規則74・旧第40条繰下、平成10規則6(平成10規則45)・旧第42条繰下、平成16規則38・一部改正、平成25規則34・旧第43条繰下、平成28規則39・旧第45条繰下)

(補則)

第47条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平成5規則65・旧第23条繰下、平成6規則74・旧第41条繰下、平成10規則6(平成10規則45)・旧第43条繰下、平成25規則34・旧第44条繰下、平成28規則39・旧第46条繰下)

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成5年4月1日から施行する。
(千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の廃止)
- 千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する**条例**施行規則(昭和47年千葉市規則第30号)は、廃止する。
附 則(平成5年9月24日規則第65号)
この規則は、平成5年9月25日から施行する。
附 則(平成6年3月29日規則第4号)

- この規則は、平成6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
附 則(平成6年9月30日規則第55号)
この規則は、平成6年10月1日から施行する。
附 則(平成6年12月28日規則第74号)
この規則は、平成7年1月1日から施行する。
附 則(平成8年3月29日規則第26号)
この規則は、平成8年4月1日から施行する。
附 則(平成9年7月25日規則第51号)
この規則は、平成9年8月1日から施行する。
附 則(平成10年3月23日規則第6号)

- この規則は、平成10年8月1日から施行する。ただし、第38条、第37条第1項、様式第20号及び様式第22号の改正規定は、同年6月17日から施行する。
- 粗大ごみのうち焼却炉を市が収集し、運搬し、及び処分する場合の手数料については、この規則による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第37条及び別表第2の規定にかかわらず、平成10年8月1日から平成11年3月31日までの間に限り、無料とする。
(平成10規則57・追加)
- この規則の施行前に作成された様式で現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
(平成10規則57・旧第2項繰下)
附 則(平成10年6月16日規則第45号)
この規則は、平成10年6月17日から施行する。

- 千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部を改正する規則(平成10年千葉市規則第6号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附 則(平成10年7月31日規則第57号)

- この規則は、平成10年8月1日から施行する。
附 則(平成11年4月28日規則第40号)抄

- この規則は、平成11年5月1日から施行する。
附 則(平成12年3月30日規則第7号)

- この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
附 則(平成12年5月31日規則第78号)

- この規則は、平成12年6月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に、この規則による改正前の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第8条第1号、第16条第1号及び第18条第1号の規定に該当していた建築物で、その建物内の店舗面積(大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。)の合計が1,000平方メートルを超えるものについては、この規則による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第8条第1号、第16条第1号及び第18条第1号に規定する大規模小売店舗の用に供する建築物とみなす。
附 則(平成12年12月19日規則第108号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則(平成13年3月30日規則第16号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則(平成16年4月1日規則第38号)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行前に作成された様式で現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
附 則(平成16年7月21日規則第47号)

- この規則は、平成16年11月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例(平成5年千葉市条例第17号)第45条第2項の規定による収集、運搬及び処分の申込みを受けているパソコンであって、この規則の施行の日以後に排出されるものについては、この規則による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則(平成17年3月31日規則第27号)抄

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
附 則(平成18年12月28日規則第81号)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第31条第2項、様式第1号から様式第3号まで、様式第5号、様式第21号及び様式第23号の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
附 則(平成21年3月24日規則第8号)

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
附 則(平成22年3月31日規則第43号)

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
附 則(平成22年9月8日規則第58号)

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第5条の次に7条を加える改正規定(第5条の5及び第5条の6に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。
附 則(平成25年3月29日規則第34号)

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に財団法人日本環境衛生センター又は一般財団法人日本環境衛生センターが行った廃棄物処理施設技術管理者講習は、この規則による改正後の第37条に規定する講習とみなす。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
附 則(平成25年11月28日規則第56号)

- この規則は、平成26年2月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は公布の日から、次項の規定は平成25年12月1日から施行する。
- この規則による改正後の第39条第2項第1号に規定する手数料の徴収に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
附 則(平成27年6月30日規則第43号)

- この規則は、平成27年6月30日から施行する。
附 則(平成28年3月31日規則第39号)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
附 則(平成29年3月6日規則第3号)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
附 則(平成29年3月31日規則第26号)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
附 則(平成31年2月12日規則第1号)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第30条第1項第1号、様式第2号及び様式第11号から様式第18号までの改正規定、様式第19号その1(表)の改正規定(「代表者名」を「代表者氏名」に改める部分に限る。)並びに様式第19号その2及び様式第20号の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
附 則(平成31年3月28日規則第31号)

- この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- この規則による改正後の第38条の規定は、この規則の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬又は処分について特別の取扱いを要する場合又は困難な事情があると市長が認める場合に一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料の額に加算する額について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬又は処分について特別の取扱いを要する場合又は困難な事情があると市長が認める場合に一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料の額に加算する額については、なお従前の例による。
- この規則による改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の一般廃棄物のうち家庭から排出される粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物のうち家庭から排出される粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。
附 則(令和4年3月31日規則第24号)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表第1 (平成10規則6・旧別表・平成12規則108・平成16規則47・平成21規則8・一部改正)

区分	品目
1 有毒性物質を含む物	ニッケルカドミウム電池、ボタン型電池、農薬、殺虫剤、有毒性のある薬品の容器、強酸性若しくは強アルカリ性の物質
2 危険性のある物	揮発油(ガソリン、ベンジン、シンナー等)、灯油、ガスボンベ、花火、火薬類、バッテリー、廃油類、消火器
3 著しく悪臭を発する物	汚物、汚泥
4 容積、重量及び長さが著しく大きい物	ピアノ、電子オルガン、オートバイ、電子キーボード、耐火金庫、浴槽、浄化槽、自動販売機、強化プラスチック製品(FRP製品、スキー板、サーフボード等)、ボーリングの球
5 電気機器類	エアコンディショナー、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫を含む。)、洗濯機、衣類乾燥機、パーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、重量が1キログラム以下のものを除く。)
6 その他市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められる物	

別表第2 (平成25規則34・全改、平成25規則56・平成31規則31・一部改正)

	品目	手数料(円)
あ	アイロン台	390
	アコーディオンドア(カーテン)(幅1間以下)	390
	アコーディオンドア(カーテン)(幅1間超)	780
	網戸	390
	衣装箱	390
	椅子型マッサージ機	1,560
	一輪車(遊具)	390
	犬小屋(高さ、幅及び奥行それぞれ1メートル以下)	390
	犬小屋(高さ、幅又は奥行1メートル超)	780
	ウインドファン(エアコンを除く。)	1,560
	応接椅子(1人掛用)	780
	応接椅子(2人掛用以上)	1,560
	押入れたんす	780
	温室(ガラス製以外のもの)	390
	温室(ガラス製のもの)	1,560
か	カーテンレール	390
	カーペット(じゅうたん)(3畳以下)	390
	カーペット(じゅうたん)(3畳超)	780
	額縁	390
	傘立て	390
	加湿器	390
	ガスストーブ	390

	ガステーブル	390
	カラーボックス	390
	カラオケ(ハンディタイプ)	390
	カラオケ(レーザーカラオケシステム)	1,560
	ギター	390
	脚立(高さ1.5メートル以下)	390
	脚立(高さ1.5メートル超)	780
	鏡台(ドレッサー)(椅子はその他の粗大ごみとして扱う。)	780
	空気清浄機	390
	クーラーボックス	390
	草刈機	390
	ござ(8畳以下)	390
	ござ(8畳超)	780
	ゴムボート(オール付きの場合、オールを含む。)	780
	米びつ	390
	ゴルフセット	390
さ	サイドボード	1,170
	材木類(直径15センチメートル以下かつ長さ1.5メートル以下)	390
	座布団(3枚までごとに)	390
	サマーベッド	390
	三輪車(小児用)	390
	自転車(14インチ以下)	390
	自転車(14インチ超)	780
	シュレッダー	390
	焼却炉(高さ80センチメートル以下)	780
	焼却炉(高さ80センチメートル超)	1,560
	照明器具	390
	乗用玩具	390
	食器乾燥機(洗浄機能付きのものは、その他の粗大ごみとして扱う。)	390
	食器戸棚(茶だんす)(高さ、幅及び奥行それぞれ90センチメートル以下)	780
	食器戸棚(茶だんす)(高さ、幅又は奥行90センチメートル超)	1,170
	炊飯器(1升炊超)	390
	スーツケース	390
	スチール棚	390
	ステレオセット	1,170
	ストーブガード	390
	スピーカー(1本につき)	390
	ズボンプレス	390
	石油ストーブ	390
	扇風機	390
	掃除機	390
た	台車	390
	畳(半畳)	390
	畳(1畳)	780
	棚板	390
	たんす(高さ、幅及び奥行それぞれ90センチメートル以下)	780
	たんす(高さ、幅又は奥行90センチメートル超)	1,560
	チャイルドシート又はジュニアシート	390
	茶箱	390
	机(両袖以外のものに限る。椅子はその他の粗大ごみとして扱う。)	780
	机(両袖のものに限る。椅子はその他の粗大ごみとして扱う。)	1,170
	鉄パイプ(直径5センチメートル以下かつ長さ2メートル以下)	390
	テレビ台(高さ、幅及び奥行の合計が1.5メートル以下)	390
	テレビ台(高さ、幅及び奥行の合計が1.5メートル超)	780
	電気ストーブ	390
	電子レンジ	390
	電話台	390
	トタン板(1畳分につき)	390
な	波板(1畳分につき)	390
は	はしご(長さ4メートル以下)	390
	ビーチパラソル	390
	ピクニックテーブル(レジャーテーブル)	390
	ビデオデッキ	390
	ひな壇(5段以下)	390
	ひな壇(7段以上)	780
	ファクシミリ	390
	襖	390
	仏壇(高さ90センチメートル以下)	780
	仏壇(高さ90センチメートル超)	1,560
	布団	390
	布団干し	390
	ブラインド	390
	フラワースタンド	390
	ブランター	390
	プリンター	390
	風呂蓋	390
	ベッド(シングルサイズのもの。スプリング入りベッドマットは除く。)	1,170
	ベッド(セミダブル以上のサイズのもの。スプリング入りベッドマットは除く。)	1,560
	ベニヤ板(コンパネ)1畳分につき	390
	ベビーカー	390
	ベビーバス	390
	便座(温水洗浄便座を含む。)	390
	ホースリール台	390
	ホームタンク(90リットル未満)	390
	ホームタンク(90リットル以上)	780
	ホームベーカリー又は餅つき機	390
	歩行器	390
	ホットプレート	390
	ポリタンク(20リットル超)	390
	ポリバケツ	390

	本棚(高さ又は幅90センチメートル以下)	780
	本棚(高さ又は幅90センチメートル超)	1,170
ま	ミシン(卓上式以外のもの。卓上式の場合は、その他の粗大ごみとして扱う。)	1,560
	ミニコンポ	390
	物置(高さ、幅及び奥行それぞれ1メートル以下)	390
	物置(高さ、幅又は奥行1メートル超)	1,560
	物干しざお(4メートル以下)	390
	物干し台(土台のないものに限る。1組につき。)	390
	ラジカセ(CDラジカセを含む。)	390
ら	ルームランナー(自走式)	780
	ルームランナー(電動式)	1,560
	レンジ台	780
その他の粗大ごみ(適正処理困難物を除く。)	15キログラム未満	390
	15キログラム以上25キログラム未満	780
	25キログラム以上35キログラム未満	1,170
	35キログラム以上	1,560

様式第1号
(平成22規則58・追加、平成28規則39・一部改正)

様式第1号

勸告書

第 号
年 月 日

住所

氏名

千葉市長 印

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第20条の3 第1項 第3項 の規定により、次のとおり勸告します。

勸告の内容	
-------	--

様式第1号の2
(平成22規則58・追加、平成28規則39・一部改正)

様式第1号の2

命令書

千葉市達 第 号
年 月 日

住所

氏名

千葉市長 

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第20条の3 第2項 第4項 の規定により、次のとおり命じます。

命令の内容	
-------	--

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第1号の3
(平成22規則58・追加、平成25規則34・平成28規則39・一部改正)

様式第1号の3

千葉市達 第 号
年 月 日

収集・運搬禁止等命令書

あて

千葉市長 

あなたは、下記のとおり、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例(以下「条例」という。)第20条の4第1項の規定に違反したので、同条第2項の規定により、現に行っている収集又は運搬を中止して、年 月 日までに現に収集又は運搬をしている指定排出物を原状に回復すること及び指定排出物の収集又は運搬をする行為の禁止を命じます。

なお、この命令に違反した場合は、条例第53条の規定により、20万円以下の罰金に処されることがあります。

記

命令の原因となる事実

1 日 時	年 月 日 午 前 時 分頃 午 後
2 場 所	千葉市 区
3 違反行為	現に指定排出物()を上記場所より 収 集 運 搬 している。
4 車両番号	
5 備考	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第1号の4
(平成22規則58・追加、平成25規則34・平成28規則39・一部改正)

様式第1号の4

千葉市達 第 号
年 月 日

収集・運搬禁止等命令書

あて

千葉市長 

あなたは、下記のとおり、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例(以下「条例」という。)第20条の4第1項の規定に違反したので、同条第3項の規定により、 年 月 日までに収集又は運搬をした指定排出物を原状に回復すること及び指定排出物の収集又は運搬をする行為の禁止を命じます。

なお、この命令に違反した場合は、条例第53条の規定により、20万円以下の罰金に処されることがあります。

記

命令の原因となる事実

1 日 時	年 月 日 午 前 時 分頃 午 後
2 場 所	千葉市 区
3 違反行為	指定排出物()を上記場所より 収 集 運 搬 した。
4 車両番号	
5 備考	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第1号の5 その1
(平成22規則43・全改、平成22規則58・旧様式第1号線下)

様式第1号の5 その1

事業系一般廃棄物管理票(A票) (排出業者用)

作成年月日 年 月 日 発行番号()

排出事業者・自己継続持込事業者		事業系一般廃棄物種類・量(kg)													
〒	住所	全	体	量											kg
事業者名	連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス	01	厨	芥											kg
		02	紙	く	ず										kg
排出場所住所	連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス	03	木	く	ず										kg
		04	織	雑	く	ず									kg
排出場所名称 (ビル名)	所 属	05	焼	却	残	灰									kg
		06	()												kg
伝 票 者 作 成 者 (廃棄物管理者)	氏名	07	()												kg
	連絡先電話番号	08	()												kg
連絡先電子メールアドレス	09	()													kg
	010	()													kg
収 集 ・ 運 搬 業 者		業 者 番 号													kg
〒 住 所												受領印	月 日		
運転者名	業 者 名											有・無			
	連絡先電話番号														
車両番号	連絡先電子メールアドレス														

様式第1号の5 その2
(平成22規則43・全改、平成22規則58・旧様式第1号線下)

様式第1号の5 その2

事業系一般廃棄物管理票(B票) (市処理施設用)

作成年月日 年 月 日 発行番号()

排出事業者・自己継続持込事業者		事業系一般廃棄物種類・量(kg)										市処理施設受入印					
〒	住所	全	体	量													
事業者名	連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス	01	厨	芥													kg
		02	紙	く	ず												kg
排出場所住所	連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス	03	木	く	ず												kg
		04	織	雑	く	ず											kg
排出場所名称 (ビル名)	所 属	05	焼	却	残	灰											kg
		06	()														kg
伝 票 者 作 成 者 (廃棄物管理者)	氏名	07	()														kg
	連絡先電話番号	08	()														kg
連絡先電子メールアドレス	09	()															kg
	010	()															kg
収 集 ・ 運 搬 業 者		業 者 番 号															kg
〒 住 所												積換保管	月 日				
運転者名	業 者 名											有・無					
	連絡先電話番号																
車両番号	連絡先電子メールアドレス																
車種	ダンプ・平ボデー・パッカー・コンテナ・その他											承認書車両重量	トン				

様式第1号の5 その3
(平成22規則43・全改、平成22規則58・旧様式第1号線下)

事業系一般廃棄物管理票(C票)		(収集運搬業者用)	
作成年月日 年 月 日 発行番号()		処理施設受入印	
排出事業者・自己継続持込事業者		事業系一般廃棄物種類・量(kg)	
〒 住所	全 体 量		kg
事業者名 連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス @	01 厨 芥		kg
	02 紙 く ず		kg
排出場所住所	03 木 く ず		kg
	04 繊維くず		kg
排出場所名称 (ビル名)	05 焼却残灰		kg
	06 ()		kg
伝 票 者 作 成 者 (廃棄物管理者)	07 ()		kg
	08 ()		kg
所属	09 ()		kg
氏名	10 ()		kg
連絡先電話番号			
連絡先電子メールアドレス @			
収集・運搬業者		業 者 番 号	受領印
〒 住 所	業 者 名	積換保管	月 日
連絡先電話番号	有・無		
連絡先電子メールアドレス @			
車両番号	車種 ダンプ・平ボデー・パッカー・コンテナ・その他	承認書車両重量	トン

様式第1号の5 その4

(平成22規則43・全改、平成22規則58・旧様式第1号繰下)

事業系一般廃棄物管理票(D票)		(排出事業者送付用)	
作成年月日 年 月 日 発行番号()		処理施設受入印	
排出事業者・自己継続持込事業者		事業系一般廃棄物種類・量(kg)	
〒 住所	全 体 量		kg
事業者名 連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス @	01 厨 芥		kg
	02 紙 く ず		kg
排出場所住所	03 木 く ず		kg
	04 繊維くず		kg
排出場所名称 (ビル名)	05 焼却残灰		kg
	06 ()		kg
伝 票 者 作 成 者 (廃棄物管理者)	07 ()		kg
	08 ()		kg
所属	09 ()		kg
氏名	10 ()		kg
連絡先電話番号			
連絡先電子メールアドレス @			
収集・運搬業者		業 者 番 号	受領印
〒 住 所	業 者 名	積換保管	月 日
連絡先電話番号	有・無		
連絡先電子メールアドレス @			
車両番号			

様式第2号

(平成22規則43・全改、平成31規則1・一部改正)

様式第2号

事業系一般廃棄物管理票未回付等報告書	
年 月 日	
(あて先)千葉市長	
住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者氏名) 連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス @	
事業系一般廃棄物管理票の未回付(事業系一般廃棄物の不適正処理)がありましたので、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第13条第2項の規定により、次のとおり報告します。	
受 託 事 業 者 名	
管 理 票 発 行 年 月 日	
受託した廃棄物の種類・量	
未回付の事業系一般廃棄物の不適正処理の原因・経過	
排出事業者のとした措置	
添 付 書 類	管理票(A票)の写し

様式第3号

(平成22規則43・全改、平成31規則1・一部改正)

様式第3号

廃棄物管理責任者選任(変更)届出書

年 月 日

(あて先)千葉市長

届出者 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス @

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第31条の規定により、廃棄物管理責任者を選任(変更)しましたので、次のとおり届け出ます。

建築物等の名称		建築物等の所在地	区
廃棄物管理責任者(選任・変更後)			
氏名			
会社名		役職	
届出者との関係		連絡先電話番号	
連絡先電子メールアドレス	@		
廃棄物管理責任者(変更前)			
氏名			
会社名		役職	
届出者との関係		連絡先電話番号	
連絡先電子メールアドレス	@		

様式第4号
(平成31規則1・全改)

(表)

年度 事業系廃棄物減量計画書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

所有者 住所
又は
事業者 氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第32条の規定により、次のとおり提出します。

建築物等の名称						
所在地						
建築物等の規模	構造	地上	階/地下	階	延床面積	m ²
建築物等の用途区分	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗(スーパー含む) <input type="checkbox"/> 百貨店(デパート) <input type="checkbox"/> ホテル・旅館 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> スポーツ・娯楽施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 複合用途 <input type="checkbox"/> その他()					
建築物の用途内訳 (複数事業者が使用している場合に記入してください)	事務所	社・合計			m ²	
	店舗	社・合計			m ²	
	飲食店	社・合計			m ²	
	その他の事業用途	社・合計			m ²	
建築物を使用している事業者名						
在館人数	従業員等	人	外来者等	人/日		
廃棄物管理責任者	会社名(所属)					
	役職・氏名					
	連絡先電話番号					
	電子メールアドレス					

廃棄物の減量・資源化等の取組	
前年度実績	
本年度計画	

処理区分コード一覧		
1. 許可業者に収集を委託	2. 自社で市の処理施設に搬入	3. 資源回収業者に収集を委託
4. メーカー・納入業者等が引取	5. 自社内で再利用	6. 自家処理
7. 産業廃棄物処理業者に委託	8. その他()	

(※)裏面の「前年度実績」及び「本年度実績」の処理区分欄に該当する番号を記入してください。

様式第5号
(平成22規則43・全改)

(裏)

前年度実績							単位: t/年
廃棄物の種類	発生量 ① (②+③)	ごみ処分量 ②	資源化量 ③	資源化率(%) ③/①	処理区分 (※)	回収業者名	
再 利 用 対 象 物	OA紙						
	新聞						
	雑誌						
	段ボール						
	機密文書						
	その他紙類						
	繊維類(古着等)						
	剪定枝・草・葉						
	食品廃棄物						
	魚アラ						
	廃食用油						
	缶						
	びん						
ペットボトル							
その他	一般廃棄物(上記以外)						
	産業廃棄物(上記以外)						
	合計						
本年度計画							単位: t/年
廃棄物の種類	発生量 ① (①+②)	ごみ処分量 ②	資源化量 ③	資源化率(%) ③/①	処理区分 (※)	回収業者名	
再 利 用 対 象 物	OA紙						
	新聞						
	雑誌						
	段ボール						
	機密文書						
	その他紙類						
	繊維類(古着等)						
	剪定枝・草・葉						
	食品廃棄物						
	魚アラ						
	廃食用油						
	缶						
	びん						
ペットボトル							
その他	一般廃棄物(上記以外)						
	産業廃棄物(上記以外)						
	合計						

(※)処理区分は表面の「処理区分コード一覧」の中から該当する番号を記入してください。

様式第5号

再利用対象物の保管場所設置届出書

年 月 日

(あて先)千 葉 市 長

建築物所有者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)
担当者氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス @

千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第33条第2項の規定により、再利用対象物の保管場所を設置しますので、次のとおり届け出ます。

建 築 物 名 称					
所 在 地	千 葉 市 区				
竣 工 年 月	年 月	建 築 物 の 用 途 ・ 規 模	事 務 所 社	m ²	
保 管 場 所 (いずれか○で囲む)	屋 内 屋 外 m ²		店 舗 社	m ²	
			住 民 世 帯	m ²	
			其 他 所	m ²	
			共 用 部 分	m ²	
		延	m ²		
		地 上	階		
		地 下	階		

様式第6号
(平成5規則65・追加)

第 号

勸 告 書

住 所

氏 名 様

千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第34条の規定により、次のとおり勸告します。

年 月 日

千葉県長 印

事 業 用 建 築 物	名 称	
	所 在 地	千 葉 市 区
	所 有 者 名	
勸 告 の 理 由 (条例に違反する事実)		
勸 告 の 内 容		
改 善 措 置 の 終 了 期 限	年 月 日	

様式第7号
(平成22規則43・全改、令和4規則24・一部改正)

様式第7号

改善措置報告書

年 月 日

(あて先)千 葉 市 長

建築所有者 住 所
(法人名)
 氏 名
(代表者)
 担当者氏名
 連絡先電話番号
 連絡先電子メールアドレス @

年 月 日付 第 号で改善勧告を受けましたが、改善措置を講じたので、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第23条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事業用建築物	名 称	
	所 在 地	千葉市 区
	所 有 者 名	
改善措置の内容		
添 付 書 類		

様式第8号
(平成8規則26・全改)

様式第8号

第 号

意見聴取通知書

住 所
氏 名 様

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第35条第2項の規定により、意見の聴取を行いますので、次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長 印

件 名	
公表を予定している内容	
申立書の提出先	
申立書の提出期限	
口頭による意見聴取の有無	
口頭による意見聴取の日時	
口頭による意見聴取の場所	

様式第9号
(平成5規則65・追加、平成6規則74・一部改正)

様式第9号

千葉市達 第 号	
受 入 拒 否 通 知 書	
住 所	
氏 名 様	
<p>千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第36条の規定に基づき、次の事業用建築物より排出する廃棄物の受入れを拒否するので、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第25条第1項の規定により、次のとおり通知します。</p>	
年 月 日	
千葉市長 印	
事業用建築物	名 称
	所 在 地
	所 有 者
受入れを拒否する理由	
受入拒否実施期日	年 月 日から

様式第10号
(平成5規則65・追加、平成6規則74・一部改正)

様式第10号

千葉市達 第 号	
受 入 拒 否 取 消 通 知 書	
住 所	
氏 名 様	
<p>年 月 日付千葉市達 第 号で次の事業用建築物より排出する廃棄物の受入れを拒否する旨通知しましたが、当該受入拒否を取り消しましたので、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第25条第2項の規定により、次のとおり通知します。</p>	
年 月 日	
千葉市長 印	
事業用建築物	名 称
	所 在 地
	所 有 者
受入拒否を取り消す理由	
受入拒否取消日	年 月 日

様式第11号
(平成13規則16・全改、平成16規則38・平成22規則43・平成31規則1・令和4規則24・一部改正)

様式第11号

(表)

<p style="text-align: center;">一般廃棄物 収集運搬業 許可(許可更新)申請書 処 分 業</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)千葉市長</p> <p>申請者 住所</p> <p>氏名</p> <p>(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス @</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 の規定により、一般廃棄物 収集運搬業 処 分 業 の許可を受けたいので関係書類及び図面を添えて、次のとおり申請します。</p>		
事業の範囲	業 の 区 分	収集・運搬 (積替え・保管を 含む) 処分() 最終処分()
	取扱い廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地	事務所	連絡先電話番号
	事業場	連絡先電話番号
事業の用に供する施設	種類及び数量	車両 船舶 合計台数
		その他の運搬施設 積載重量容量計
	処 理	設置場所
		種 類
	施 設	数 量
		処理能力
	処理方式	
	構 造	
設備概要		

(裏)

積み替え又は保管を行う場合は積み替え又は保管の場所の面積及び保管できる量			
従 業 員 数			
取 集 事 業 所 数			
取 集 量 (t/月)			
既に収集運搬業又は処分業の許可を有している場合(他市のものを含む)はその許可番号等	業の区分	市名	許可番号
※事務処理欄			
備 考			
※収入証紙貼付欄(消印してはならない。)			

様式第12号

(平成13規則16・全改、平成17規則27・平成22規則43・平成31規則1・令和4規則24・一部改正)

様式第12号

(表)

<p style="text-align: center;">一般廃棄物 収集運搬業 変更許可申請書 処 分 業</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)千葉市長</p> <p>申請者 住所</p> <p>氏名</p> <p>(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス @</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物 収集運搬業 処 分 業 の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、 次のとおり申請します。</p>	
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 千葉市指令 第 号 第 号
業 の 区 分	収集・運搬 (積替え・保管を 含む) 処分() 最終処分()
事業の範囲 変更の内容	変 更 後
	変 更 前
変 更 予 定 年 月 日	
変 更 理 由	

(裏)

変更に係る事業の用に供する施設の種類の数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合には、埋め立て地の面積及び埋め立て容量)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び施設の概要	
※事務処理欄	
備 考	
※収入証紙貼付欄(消印してはならない。)	

様式第13号

(平成22規則43・全改、平成31規則1・令和4規則24・一部改正)

様式第13号

一般廃棄物 収集運搬業 事業廃止届出書 処 分 業	
年 月 日	
(あて先)千葉市長	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス @	
年 月 日付け千葉市指令 第 号で許可を受けた一般 廃棄物 収集運搬業 の事業に係る事項について廃止したいので廃棄物の処理及び清掃に 処 分 業 関する法律第7条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。	
許 可 番 号	第 号
廃 止 し た 事 業 の 内 容	
廃 止 の 理 由	
廃 止 年 月 日	年 月 日

様式第14号

(平成22規則43・全改、平成31規則1・令和4規則24・一部改正)

様式第14号

一般廃棄物 収集運搬業 許可申請事項変更届出書 処 分 業			
年 月 日			
(あて先)千葉市長			
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス @			
年 月 日付け千葉市指令 第 号で許可を受けた一般 廃棄物 収集運搬業 の事業に係る事項について変更したいので、廃棄物の処理及び清 処 分 業 掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。			
許 可 番 号	第 号		
変 更 し た 事 項 の 内 容	事 項	変 更 後	変 更 前
変 更 の 理 由			
変 更 年 月 日	年 月 日		

添付書類

申請書の添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、その添付書類

様式第15号

(平成5規則65・旧様式第5号繰下・一部改正、平成16規則38・平成17規則27・平成31規則1・一部改正)

様式第15号

一般廃棄物 収集運搬業 許可証
処 分 業

住 所
氏 名 様
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 収集運搬業の
第7条第6項 の規定により一般廃棄物 処 分 業
許可を受けた者であることを証する。

年 月 日

千葉市長 印

許 可 番 号	第 号
事業所及び事業場の所在地	事務所
	事業場
事業の範囲	業の区分 収集・運搬(積替え・保管を 含む) 処分()最終処分()
	取扱い廃棄物の種類
処理施設等の所在地	
処理施設の種別及び処理能力	
許 可 期 限	年 月 日
許 可 条 件	
許 可 年 月 日	新規許可年月日 年 月 日
	許可更新年月日 年 月 日
	変更許可年月日 年 月 日
	再交付年月日 年 月 日

様式第16号

(平成22規則43・全改、平成31規則1・令和4規則24・一部改正)

様式第16号

一般廃棄物 収集運搬業 許可証再交付申請書
処 分 業

年 月 日

(あて先)千葉市長

申請者
住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス @

一般廃棄物 収集運搬業 許可証を亡失(毀損・汚損)しましたので、千葉市廃棄物の
処 分 業 適正処理及び再利用等に関する規則第32条の規定により、次のとおり許可証の再交付を
申請します。

許可年月日 年 月 日 千葉市指令 第 号

許可番号 第 号

添付書類
毀損し、又は汚損した場合にあっては、毀損し、又は汚損した許可証

※ 収入証紙貼付欄(消印してはならない。)

様式第17号

(平成5規則65・旧様式第7号繰下、平成17規則27・平成25規則34・平成28規則39・平成31規則1・一部改正)

様式第17号

千葉市達 第 号	
一般廃棄物 収集運搬業 処分業 許可取消書	
住 所	
氏 名 様	
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者氏名)	
年 月 日付け千葉市指令	第 号で許可しました に
ついては、	の規定に基づき、次のとおり許可を取り消し
ます。	
年 月 日	
千葉市長 印	
1 許 可 番 号	第 号
2 取 消 事 項	
3 取 消 理 由	
審査請求等について	
1 この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。	
2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。	

様式第18号

(平成5規則65・旧様式第8号線下、平成17規則27・平成25規則34・平成28規則39・平成31規則1・一部改正)

様式第18号

千葉市達 第 号	
一般廃棄物 収集運搬業 停止命令書	
住 所	
氏 名 様	
(法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者氏名)	
年 月 日付け千葉市指令	第 号で許可しました に
ついては、	の規定に基づき、次のとおり事業の停止を命
じます。	
年 月 日	
千葉市長 印	
1 許 可 番 号	第 号
2 停止を命ずる事項	
3 停 止 期 間	
年 月 日から	年 月 日までとする。
4 停止を命ずる理由	
審査請求等について	
1 この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。	
2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。	

様式第19号 その1

(平成18規則81・全改、平成21規則8・平成22規則43・平成31規則1・令和4規則24・一部改正)

(表)

一般廃棄物 収集運搬業 実績報告書
 処 分 業

年 月 日

(あて先)千葉市長

住 所
 氏 名
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)
 連絡先電話番号
 連絡先電子メールアドレス
 @

年 月の実績を、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第35条の規定により、次のとおり報告します。

1 収集運搬業

契約事業者数	稼働延車両台数	台
種 類	処 分 先	取 集 量
可燃ごみ	清掃工場	. t
可燃ごみ	清掃工場	. t
不燃ごみ・粗大ごみ	リサイクルセンター	. t
不燃ごみ	最終処分場	. t
その他()		. t
()		. t
小 計		. t
種 類(資源化物)	処 分 先	取 集 量
古紙類(段ボールを含む)		. t
繊維類		. t
その他()		. t
()		. t
()		. t
()		. t
()		. t
()		. t
小 計		. t
合 計		. t

種 類	A指定引取場所	B指定引取場所	合計
エアコン	個	個	個
テレビ	個	個	個
冷蔵庫(冷凍庫を含む)	個	個	個
洗濯機	個	個	個
衣類乾燥機	個	個	個
合 計	個	個	個

(裏)

2 処分業

搬入実績	
搬入件数	件
種 類	搬入量(t又は個)
合 計	

処分終了後の実績		
種 類	処 分 先	処 分 量
		. t
		. t
		. t
		. t
		. t
合 計		. t

(平成22規則43・全改、平成31規則1・令和4規則24・一部改正)

一般廃棄物 収集運搬業 実績報告書(し尿用)
 処 分 業

年 月 日

(あて先)千葉市長

住 所
 氏 名
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)
 連絡先電話番号
 連絡先電子メールアドレス
 @

年 月の実績を、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第35条の規定により、次のとおり報告します。

区 町 名	区 域 内 要 処 理 世 帯 数 (世帯)	延 処 理 量 (L)	人 員 割		従 量 割		輸 送 量	
			世帯数 (世帯)	量 (L)	世帯数 (世帯)	量 (L)	輸送量 (L)	延台数 (台)
小計								
合計								

(平成22規則43・全改、平成25規則34・平成31規則1・一部改正)

様式第20号

廃棄物処理手数料減免申請書	
年 月 日	
(あて先)千葉市長	
住所	
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)	
連絡先電話番号	
連絡先電子メールアドレス @	
千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第47条の規定により次のとおり廃棄物処理手数料の減額(免除)を受けたいので申請します。	
減免を受けようとする理由	
申請に必要な書類 1 災証明書 2 災届出証明書 3 その他()	
整理番号	

様式第21号
 (平成5規則65・旧様式第11号繰下、平成8規則26・平成17規則27・平成18規則81・平成25規則34・平成28規則39・一部改正)


様式第 21 号

千葉市指令 第 号	
廃棄物処理手数料減免決定通知書	
申請者 住 所 氏 名 様	
年 月 日付けをもって申請のありました廃棄物処理手数料の減額・免除については、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。	
年 月 日	
千葉市長 印	
記	
1 全額免除を認める。 2 一部()の減額を認める。 3 減額・免除を認めない。	
2 の理由 3	
審査請求等について 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。	

様式第22号
 (平成5規則65・旧様式第12号繰下、平成10規則6・平成12規則7・平成25規則34・一部改正)

様式第22号

(表)

第 号
身 分 証 明 書
写 真
所 属 職 名 氏 名
年 月 日生
上記の職員は、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第50条第1項に規定する立入調査を行う者であることを証明する。
年 月 日
千葉市長 

(裏)

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例(抜粋)
(立入調査)
第50条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第22号の2

(平成22規則58・追加、平成25規則34・平成28規則39・一部改正)

様式第22号の2

千葉市達第 号

過料処分通知書

住所

氏名

上記の者に対し、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第55条の規定により、金 円の過料に処する。なお、別に交付する納入通知書によりこれを納付しなければならない。納期限は、年 月 日とする。

年 月 日

千葉市長



審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第22号の3

(平成22規則58・追加)

様式第22号の3

弁明の機会の付与通知書

第 号
年 月 日

様

千葉市長



地方自治法第255条の3第1項の規定により、弁明の機を付与しますので、弁明書(様式第 号)を提出してください。

予定される不利益処分の内容	
不利益処分の原因となる事実	
根拠条例及び条項	
弁明書の提出期限	
弁明書の提出先及び連絡先	

様式第22号の4
(平成22規則58・追加)

様式第22号の4

弁明書

(あて先) 千葉市長

年 月 日

(提出者)
住所

氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス @

年 月 日 第 号の通知について、次のとおり弁明書を提出します。

予定される不利益処分の内容	
不利益処分の原因となる事実	
内 容	

様式第23号
(平成5規則65・旧様式第13号繰下・一部改正、平成6規則74・平成9規則51・平成10規則6・平成10規則45・平成18規則81・平成25規則34・平成28規則39・一部改正)

様式第23号

(表)

写 真	清掃指導員証明書 職名 氏名 年 月 日生	第 号
上記の者は、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第44条に規定する清掃指導員であることを証明する。 年 月 日 千葉市長 印		
90 mm		
60mm		

(裏)

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則(抜粋)

(清掃指導員)

第44条 市に清掃指導員を置き、環境局職員のうちから市長が任命する。

2 清掃指導員は、その職務を行う場合は、その身分を示す証明書(様式第23号)を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

様式第24号

(平成5規則65・旧様式第14号繰下、平成17規則27・平成25規則34・平成28規則39・一部改正)

様式第24号

	千葉市達 第 号
改 善 命 令 書	
住 所 氏 名 様 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3の規定に基づき、次の措置をとることを命じます。 年 月 日 千葉市長 印	
1 命 令 事 項	
2 期 限	
3 理 由	
審査請求等について 1 この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。	

様式第25号

(平成5規則65・旧様式第15号繰下、平成6規則55・平成10規則45・平成16規則38・平成17規則27・平成25規則34・平成28規則39・一部改正)

千葉市達 第 号

措 置 命 令 書

住 所

氏 名

様

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 19 条の 4
第 19 条の 4 の 2 の規定に基づき、次の措置をとる

ことを命じます。この命令に係る措置を期限までに講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、同法第 19 条の 7 の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を講じ、これに要した費用を徴収することがあります。

年 月 日

千葉市長



1 命 令 事 項

2 期 限

3 理 由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。